

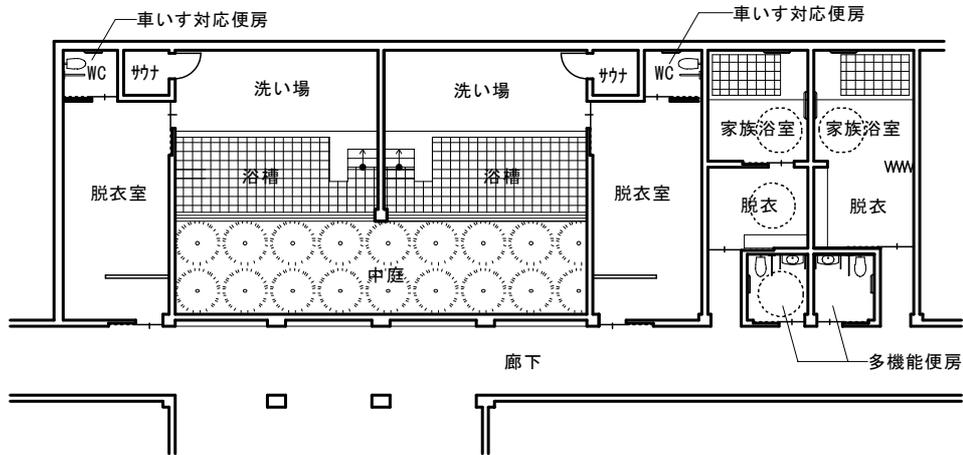
2. 1 1 浴室・シャワー室・更衣室

◆設計の考え方◆

- ・客室の総数が50以上のホテル、旅館等では、車いす使用者が円滑に利用できる客室を1以上設けるものとされているが、浴室・シャワー室等も、車いす使用者が円滑に利用することができるものとする。
- ・公衆浴場、スポーツ施設を有する施設等における共用の浴室は少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）について、高齢者・障害者等の利用に配慮した設計とする。
- ・建築物の用途、利用者の障害の種類・程度、介助者の有無等の状況に応じて対応できることが重要である。
- ・浴室は、高齢者・障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、安全性を重視した形状や規模とする。

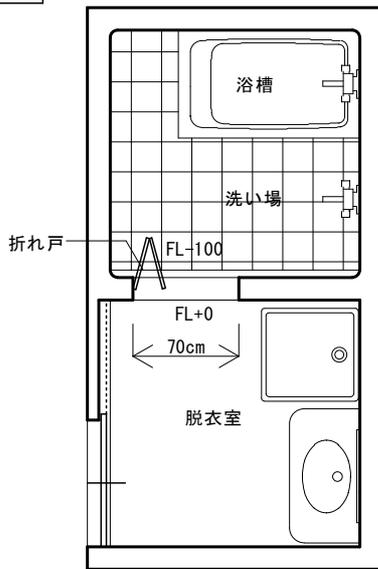
浴室・シャワー室・更衣室 2

● バリアフリー浴室の例 (バリアフリータイプの浴室、介助入浴用の家族浴室を別に設けた例)



● 浴室の改善例 1

改善前



改善後

